平成２８年（フ）第１５６号
神戸市須磨区千守町１丁目３番47号
債務者　田川　京子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉野　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８８０号
大阪府吹田市五月が丘西６番２―204号
債務者　森　　哲也
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口喜久治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１号
北海道紋別郡遠軽町西町３丁目５番地68、旧住所北海道常呂郡置戸町字置戸242番地の１
債務者　片桐　　武
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
神戸市垂水区美山台１丁目９番９号
債務者　飯田　恵子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８９号
大阪市西区土佐堀３丁目４番12号　４Ｆ
債務者　篠岡　　啓
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５号
香川県高松市御厩町561番地２
債務者　石井　正人
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木寿徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５０８号
相模原市南区東林間３丁目10番２号　ラセーヌ東林間Ｂ―102
債務者　菅谷　羊子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１号
和歌山県有田郡有田川町大字徳田59番地２
債務者　山下　勝矢
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３号
和歌山市六十谷1342番地262
債務者　宇野　雅利
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４３号
和歌山市太田141番地　太田団地Ａ303
債務者　橘　　花子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
和歌山市吉礼564番地　市住Ｂ２棟―651号
債務者　末友千津惠
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５０号
和歌山市和歌浦中３丁目５番28号
債務者　髙野　一美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
和歌山県橋本市隅田町河瀬797番地　西川ハイツ101
債務者　澤野　由幸
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
和歌山市園部587番地
債務者　川口　富代
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
相模原市緑区三ケ木420番地８
債務者　ボンサック　ハヤト
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６７号
相模原市中央区すすきの町３番10号　キャトルセゾンすすきの301
債務者　長田　梨江
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６８号
相模原市中央区田名4302番地　マンションステラ204
債務者　片野三良子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部